

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 飯塚市移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、福岡県及び飯塚市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、飯塚市移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱(以下「要綱」といいます。)に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の交付申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の交付申請日から3年未満に飯塚市外へ転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の交付申請日から1年以内に要綱第3条第3項各号又は同条第6項第2号に規定する移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に飯塚市外へ転出した場合：半額
- 3 住所、就業先等の移住支援金の要件に関する事項の異動について、移住支援金受給の要件となる就業先法人が、当該事実を飯塚市を通じて福岡県に報告することに同意します。
- 4 要綱に基づき、移住支援金の交付決定に際し、要綱第3条に規定する対象者要件及び要綱第11条に規定する交付決定取消要件への該当を確認するため、申請者及び世帯員について、住民基本台帳（市税の課税台帳含む）等を閲覧、飯塚市が警察と締結している暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書の規定に基づく照会に同意します。

年 月 日

申請者

---